

川崎市市民防災農地登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大地震による災害（川崎市地域防災計画により川崎市災害対策本部が設置された災害をいう。）が発生した場合に農地所有者の協力により、あらかじめ登録した農地を、市民の一時避難場所等として活用し、もって市民の安全確保と円滑な復旧活動に資するとともに、農地の防災空間としての役割について市民の理解を深めることを目的とする。

(登録対象農地)

第2条 登録対象農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 300 m²以上の一団の農地
- (2) すでに登録されている市民防災農地に接する農地

(市民防災農地)

第3条 市民防災農地とは、農地所有者が、市長に登録申出を行い、登録された農地（以下「市民防災農地」という。）をいう。

(市民防災農地の申出及び登録)

第4条 市民防災農地の申出をしようとする者（以下「市民防災農地申出者」という。）は、市民防災農地登録申出書（様式第1号）を、農業協同組合を経由して、市長に提出するものとする。ただし、生産緑地地区指定に伴い、市民防災農地への登録を必要とする場合には、農業協同組合を経由しないものとする。

2 前項の登録申出をするにあたっては、当該農地に所有権以外の賃借権、使用貸借による権利、永小作権等の権利が設定されている場合は、当該権利を有する者の同意書（様式第2号）を添付しなければならない。

3 市長は、登録申出のあった農地が、災害時に市民の利用に供することが適

当な農地であることを農業協同組合の協力を得て確認し、市民防災農地登録基本台帳（様式第3号）に登録するものとする。

4 登録した市民防災農地を良好に管理するため、市民防災農地管理台帳（様式第4号）を備えるものとする。

（登録証等の交付）

第5条 市長は、前条により市民防災農地として登録したときは、当該農地の所有者（以下「市民防災農地登録者」という。）に市民防災農地登録証（様式第5号）を交付し、市民防災農地である旨を標識又はシールで明示するものとする。

（登録の期間）

第6条 市民防災農地の登録期間は、第4条第2項の登録があった時から3年とする。

2 登録期間の終了前に市長が、市民防災農地として適当でないと認めた場合又は市民防災農地登録者若しくはその承継者から市民防災農地取下げ申出書（様式第6号）の提出があった場合を除き、当該登録は自動的に更新するものとし、以後同様とする。

（災害時の利用）

第7条 市長は、災害時に市民防災農地を一時避難場所等として市民防災農地登録者の許諾がなく、市民の利用に供することができるものとする。ただし、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場として利用しようとするときは、市民防災農地登録者又はその継承者に協議するものとする。

（補償料及び使用料）

第8条 市長は、前条により市民防災農地を一時避難場所等として市民の利用に供したときは、市民防災農地登録者に別に定める「農作物等補償基準」に基づき、予算の範囲内で農作物補償料及び農地使用料を支払うものとする。

(原状回復)

第9条 市長は、市民防災農地を仮設住宅建設用地、復旧用資材置場として利用した後は農地に復し、市民防災農地登録者に返還するものとする。

(事務局)

第10条 この要綱に基づく登録事務、災害調査等に関する事務は、経済労働局都市農業振興センター農地課が当たり、市民防災農地に関して、市民への周知及び災害が発生した際の事務は、総務企画局危機管理室が当たるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が、農業協同組合及び市民防災農地登録者と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。